長野県知事 村井 仁 様

県・国の施策に関する

要望書

長野県市長会

日頃、地方自治の推進、地域振興に格別の御高配を賜り、厚 く御礼申し上げます。

さて、真の地方自治の確立を進める上で行財政等多くの課題が山積する中、長野県市長会では、4月16日開催の第122回総会において各市から提案された別紙事項について、関係機関へ提案・要望することを満場一致で決定いたしました。

つきましては、これら提案・要望事項の実現に向け、特段の 御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、国に対する事項につきましては、北信越市長会総会に おいて審議し、全国市長会議を通じ、国に要望することとなっ ておりますので、御理解のうえ御支援を賜りますよう併せてお 願い申し上げます。

平成 20 年 5 月 27 日

長野県知事

村 井 仁 様

県に対する提案・要望事項目次

テレビ難視聴地域解消事業補助金の交付について	1
県の中小企業融資制度資金における市町村保証料 負担の軽減について	2
長野県市町村合併特例交付金の採択基準の緩和と 予算枠の拡大について	3
高次脳機能障害に係る自動車税の減免について	4
児童相談所の保護・相談業務の充実と権限の強化 について	5
企業立地促進に係る農振除外手続きの迅速化について	6
小学校における理科教育の充実強化及び小規模学校 に対する専科教員の配置について	7

テレビ難視聴地域解消事業補助金の交付について

県内の中山間地は、地形的条件でテレビ電波を受信しにくい、いわゆるテレビ難視聴地域が多く、共同受信施設を設置してテレビ放送を視聴していますが、現時点で地上デジタル放送を受信できる施設は少なく、多くの共同受信施設を平成23年のアナログ放送終了時までにデジタル化する必要があります。

共同受信施設のデジタル化への改修は、共聴組合にとっては大きな財政負担を強いられることから、デジタル化へのスムーズな移行を促進するため、平成7年9月11日付けで予算対応を行わないとした総務部長通知を撤回し、テレビ共同受信施設設置事業補助金を復活し、共同受信施設のデジタル化改修の支援を進めるよう要望します。

県の中小企業融資制度資金における市町村保証料負担の 軽減について

県の中小企業融資保証料補給金制度では、当該中小企業が保証料の補給を受けるには、当該中小企業の存する市町村が県と同額の保証料を負担することが条件となっています。

市町村の財政状況が厳しさを増す中、市町村の保証料負担を軽減し、中小事業者への県の支援を充実するよう要望します。

長野県市町村合併特例交付金の採択基準の緩和と予算枠 の拡大について

合併特例交付金は、県合併支援プランにおいて合併市町村に対する支援として位置づけられていた重要な施策であり、合併市町村は、交付金収入を前提に、合併後のまちづくりを計画していました。

しかし、その運用にあたって、採択基準が厳しいことから交付率が極めて低く、合併後のまちづくりに支障をきたしています。

ついては、採択基準の緩和とともに予算枠を拡大するよう要望します。

高次脳機能障害に係る自動車税の減免について

「高次脳機能障害」は、その障害の特殊性から「障害者認定」が受けられないケースがありますが、行動や情緒面に対する傷害により、家庭生活や就労等の社会生活に困難をきたしており、障害福祉施策の充実が求められているところです。

ついては、高次脳機能障害者の「リハビリ」、「通院」、「就労活動」等の負担を軽減するため、当事者及び介護者が使用する自動車の自動車税の減免をされるよう要望します。

児童相談所の保護・相談業務の充実と権限の強化について

離婚、借金等による家庭崩壊や、育児放棄、児童虐待等により、心身の安全が脅かされている子どもたちが増えている現実に対応するため、保護や相談に迅速な対応ができるよう、心理司や相談員を増員し、児童相談所の機能や権限を強化するよう要望します。

企業立地促進に係る農振除外手続きの迅速化について

農振除外の認可には、農地転用許可権者の県の同意を得ることが必要となっていますが、この手続きに長時間が必要なことを原因として企業進出を断念するケースが度々あり、企業誘致の支障となっていることから、手続きの迅速化を要望します。

小学校における理科教育の充実強化及び小規模学校に 対する専科教員の配置について

科学に興味関心を示し、長野県のものづくり、ひいては科学技術立国の将来を担う子どもたちを育成するために、すべての小学校に理科の専科教員を配置し、理科教育の充実強化するよう国に対し働きかけるよう要望します。

また、専科教員の配置を満たせない複式学級などの小規模校について も、地域の実情に応じて、専科教員を配置できるよう配置基準の弾力化 を要望します。

国に対する提案・要望事項目次

地方の鉄道事業者への支援制度の拡充について	9
公共下水道事業・農業集落排水事業の統合制度の 創設について	10
建築基準法一部改正による既存建物と新増築部分の 別棟扱いについて	11
中山間地域等直接支払制度の継続並び農業委員会の 必置規制の堅持について	12
小学校における理科教育の充実強化及び小規模学校 に対する専科教員の配置について	13

地方の鉄道事業者への支援制度の拡充について

超少子・高齢型人口減少時代への対応として、地域公共交通網の充実は地方公共団体等にとって重要な課題であるが、その一翼を担う鉄道・バス事業者の経営は極めて厳しい状況にあり、国・地方公共団体等による効果的な支援が急務となっている。

鉄道事業の維持・改善の支援策として、国は、「鉄道軌道近代化設備整備費補助」を「鉄道軌道輸送高度化事業費補助」に名称を改め、一部補助率の嵩上げなど制度の拡充を行う一方、従前の支援内容が継承され、国庫補助金額の下限1,000万円の規定も継続となっている。

地方の中小の鉄道事業者は、資金調達等の問題から、この制度を活用した設備整備ができない状況が見受けられることから補助金額の下限の引き下げ及び補助率の上乗せによる制度の拡充を要望する。

公共下水道事業・農業集落排水事業の統合制度の創設について

既存の農業集落排水施設を公共下水道に統合することは、放流水質レベルの維持や公共用水域のさらなる環境改善につながり、また、処理場数の削減は、経営基盤強化の観点から望ましい施策であることから、既存の農業集落排水施設を公共下水道に統合するために必要な国庫補助制度の創設、廃止する施設に係る補助金返還免除、これに関する省庁を超えた統合制度の創設を要望する。

建築基準法一部改正による既存建物と新増築部分の別棟 扱いについて

平成19年6月20日施行された建築基準法の一部改正により、既存建物と新増築建物との接続工事が認められない事態となっている。 従来どおり、棟と棟との接続部に EXP.J (エキスパンション・ジョイント)を使用することで別棟として取り扱うことなど、法改正の運用緩和措置について要望する。

中山間地域等直接支払制度の継続並び農業委員会の必置 規制の堅持について

人口減少、高齢化が進み活力が低下している農山漁村を活性化し、農業が有する多面的機能を維持活用していくためには、中山間地域の活性化を進めることが重要である。

また、農業は、国の基幹産業であり、食糧の安全確保を図るためにも その振興を図る必要があり、専門的な視点により「優良農地の確保及び 有効活用」、「担い手の育成及び確保」を進めることが必要である。

ついては、地域の農業を維持していくため、次の事項について国に要望する。

1 中山間地域等直接支払制度の継続について

中山間地域等直接支払制度は、今年が新たな5ヶ年計画の3年目にあたり、平成21年度には終了となるが引き続き事業を継続すること。

2 農業委員会の必置規制の堅持について

国の「地方分権改革推進委員会の中間とりまとめ」にあたっては、 地域の実情に応じて農業委員会の設置を任意に決定できるように、と の指摘がなされたが、当該制度は日本の農業を堅持して行くうえから も重要な役割を担っており、農業委員会の任意設置については、あく までも地域の実情に応じた例外的な措置にとどめるよう配慮すること。

小学校における理科教育の充実強化及び小規模学校に 対する専科教員の配置について

科学に興味関心を示し、ものづくり、ひいては科学技術立国の将来を担う子どもたちを育成するために、すべての小学校に理科の専科教員を配置し、理科教育の充実強化を図るよう国へ要望する。

また、専科教員の配置を満たせない複式学級などの小規模校について も、地域の実情に応じて、専科教員を配置できるよう配置基準の弾力化 を要望する。